

2020年7月27日

中華人民共和国  
最高人民法院  
民事審判第三庭 御中

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川 英明

最高人民法院による「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）」についての意見

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約243社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、強い関心を持っております。

この度、意見を募集されている「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）」について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 「簡単に獲得できないものである場合」の意味

（1）意見募集稿関連条文

第2条第1項 権利者が主張する営業秘密が、侵害被疑行為の発生時点でその属する分野の当業者に普遍的に知られておらず、かつ、簡単に獲得できないものである場合、人民法院は、反不正当竞争法第九条第四項にいう「公衆に知られていない」ものにあたることを認定しなければならない。

（2）分析

「簡単に獲得できないものである場合」とはどのような場合を意味するかが不明確である。

（3）意見

「簡単に獲得できないものである場合」とはどのような場合を意味するかについて、

明確にしていきたい。

## 2. 情報を整理、加工して形成した新たな情報

### (1) 意見募集稿関連条文

第2条第2項 人民法院は、公衆に知られている情報を整理、改善して形成した新たな情報、及び、出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報であって前項の定め~~に適合するもの~~については、公衆に知られていない情報であると認定しなければならない。

### (2) 分析

①「整理、改善」（中国語原文では「整理、改進」と規定されているが、意見募集稿の第5条の「整理、加工」（中国語原文では「整理、加工」という文言に統一すべきである。

②意見募集稿の第2条第2項では、「出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報」が「公衆に知られていない情報である」となってしまう、矛盾していると思われる。「出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報」を「整理、加工して形成した新たな情報」であって初めて、「公衆に知られていない情報である」といえるべきである。

### (3) 意見

本項を以下のとおり修正していきたい。

「人民法院は、公衆に知られている情報を整理、改善して形成した新たな情報、及び、出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報を、整理、加工して形成した新たな情報であって前項の定め~~に適合するもの~~については、公衆に知られていない情報であると認定しなければならない。」

## 3. 秘密保持措置に関する客観的判断

### (1) 意見募集稿関連条文

第6条第1項 権利者は、侵害被疑行為の発生前に講じていた相応の秘密保持措置を挙証して証明しなければならない。当該秘密保持措置は、営業秘密の商業的価値、重要度等に相応しいものでなければならない。

### (2) 分析

「相応しい」と判断する基準は、第三者の客観的な視点で判断しても「相応しい」と思われるものであることが必要であることを明確にすべきである。

### (3) 意見

本項後段を以下のとおり修正していきたい。

「当該秘密保持措置は、客観的に判断して、営業秘密の商業的価値、重要度等に相応しいものでなければならない。」

#### 4. 秘密保持措置の具体例

##### (1) 意見募集稿関連条文

第7条 権利者が講じる相応の秘密保持措置には、下記のものが含まれる。

(一) 秘密保持合意書の締結、若しくは契約における秘密保持義務の取り決め

(二) 定款、規則制度、教育等の方式による秘密保持の要請

(三) 営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるサプライヤー、顧客、訪問者等に対する秘密保持の要請

(四) 表示、区分、隔離、密封保存等の方式による、営業秘密及びその媒体の区分けと管理

(五) 営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等におけるアクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置

(六) 退職する社員に対する、接触、獲得した営業秘密及びその媒体の登記、返却、削除、廃却の要請、並びに、継続的な秘密保持の義務づけ

##### (2) 分析

本条 (一) から (六) までの措置のいずれかを必ず講じなければならないのか、単なる例示にすぎないのかが不明確である。

##### (3) 意見

本条 (一) から (六) までの措置のいずれかを必ず講じなければならないのか、単なる例示にすぎないのかを明確化していただきたい。

#### 5. 「侵害被疑情報を合法的に獲得した」ことの証明

##### (1) 意見募集稿関連条文

第8条第2項 被疑侵害者は、研究開発、譲受、許諾、リバースエンジニアリング、承継等の方式により侵害被疑情報を獲得したと主張する場合、これを挙証して証明しなければならない。

##### (2) 分析

被疑侵害者に対して、単に「侵害被疑情報を獲得した」との主張を証明させるのではなく、「侵害被疑情報を合法的に獲得した」ことを証明させることが必要とすべきである。

##### (3) 意見

本項を以下のとおり修正していただきたい。

「被疑侵害者は、研究開発、譲受、許諾、リバースエンジニアリング、承継等の方式により侵害被疑情報を獲得したと主張する場合、それが合法的な獲得であることこれを挙証して証明しなければならない。」

## 6. 「営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合」の意味

### (1) 意見募集稿関連条文

第14条第1項 侵害被疑情報が権利者の主張する営業秘密と実質的な区別がなく、かつ、営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合、人民法院は、侵害被疑情報と営業秘密とが反不正当竞争法第三十二条第二項にいう「実質的に同一のもの」であると認定することができる。

### (2) 分析

「営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合」という文言は不明確である。その意味するところは、「侵害被疑情報と営業秘密の間に使用における実質的な差がない場合」ということではないかと思われる。

### (3) 意見

「営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合」の意味を明確化していただきたい。例えば、本項を以下のとおり修正していただきたい。

「侵害被疑情報が権利者の主張する営業秘密と実質的な区別がなく、かつ、営業秘密の使用に対し実質的な影響がない侵害被疑情報と営業秘密の間に使用における実質的な差がない場合、人民法院は、侵害被疑情報と営業秘密とが反不正当竞争法第三十二条第二項にいう『実質的に同一のもの』であると認定することができる。」

以上